

お願い

駐車スペース確保・整備にご協力を。

トラックに居場所がありません！



平成18年6月から改正道路交通法が施行され、駐車違反の厳格な取締りが行われています。その一方で宅配貨物を取り扱うことが多い繁華街や商店街、高層ビルでは、地下駐車場が一般乗用車にあわせて（高さ制限等）設定されているため、貨物自動車が進入することができないことが多く、駐車スペースが圧倒的に少ない現状があります。

とくに宅配貨物の取扱い個数は年々、増加傾向にあり、平成16年度で28億7,404万個（国土交通省・資料）と、国民一人当たり年間でおよそ23個の宅配便を利用していることとなります。もはや商業貨物・宅配貨物自動車は、電気・ガス・水道と同様に日常の経済活動・生活に欠かすことのできないインフラの一部を担っています。

また、駐車スペースの確保・整備は、交通渋滞を緩和し、スムーズな交通の流れをつくることによって、燃料消費を抑制するとともに排出ガスを減少させ環境保全に貢献できるという大きなメリットを生み出します。

駐車スペース確保・整備にご協力をお願いします。



社団法人 全日本トラック協会・都道府県トラック協会

例えば、このような対策が待ち望まれています。

トラック運送業界では、駐車規制に対してあらゆる取り組みを行っていますが、まだまだ十分とは言えません。
駐車スペースをはじめとする物流のインフラ整備が叫ばれています。

ハード
対策

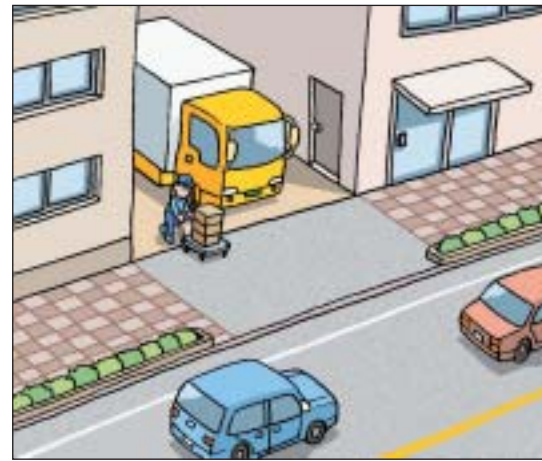
◎共同荷捌き所

市街地に進出する集配車両の荷捌きを行うための共同荷捌き所



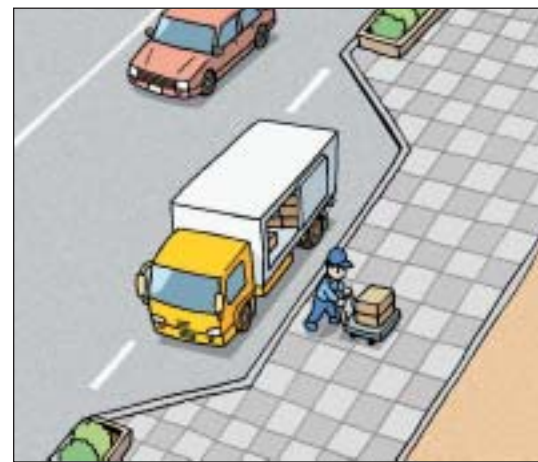
◎ポケットローディング

配送・集荷のための仕分け基地や道路外に設置された荷物の積み卸しのための小スペース(ポケットローディング)



◎共同駐車ベイ

歩道の一部に切れ込み(トラックベイ)を入れ、トラックが安心して駐車できるスペースを確保



◎トラック専用パーキング

終日トラック専用のパーキングスペース(パーキングメーター)を設置
朝夕はトラック無料、昼は買物客が有料利用といったタイムシェアリングも



ソフト
対策

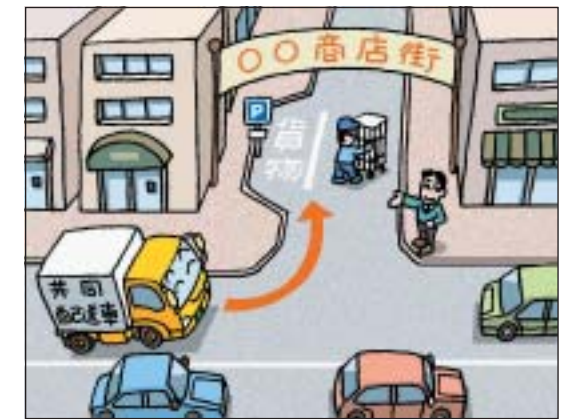
◎荷捌き施設の附置義務

条例に基づいて一定規模の商業施設等への荷捌き施設の設置を義務付け
(平成16年末現在で75自治体において実施)



◎商店街共配

交通量の多い市街地の商店街における共同配送・集荷のための仕組み



◎駐車禁止規制の一部解除

荷捌きのための貨物車に対し、時間帯を指定して駐車禁止規制を解除(駐車可規制)



◎ビル内共配

大規模ビル、商業ビルの共同配送・集荷のための仕組み





ご協力 ありがとうございます

自治体、商店街、荷主業界、警察、トラック運送業界との連携により、
駐車対策に取り組み、成功を収めている都市があります。例えば・・・

■荷捌き中の貨物車は、20分以内駐車取締りから除外に（札幌市）

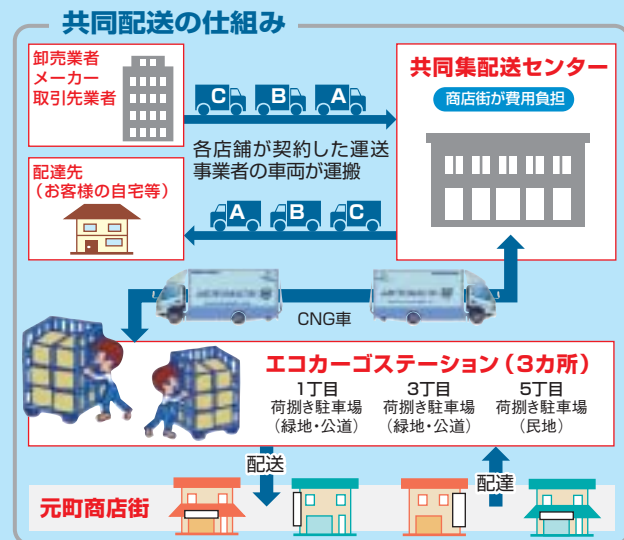
北海道札幌市では、警察と協議し、自治体、商工会議所、町内会等の協力を得、市の中心部15区
間34箇所において場所や時間を指定した上で、荷捌き中の普通貨物車両に対し、20分以内の駐車を
取り締まりの対象外としています。

なお、自主ルール確立のため「荷さばきルールを守ろう宣言
カード」を北海道トラック協会、札幌商工会議所がそれぞれ会
員に配布しています。



■商店街・地元行政・運送会社がタイアップした共同配送（横浜市）

横浜元町ショッピングストリートでは地元の運送会社を選び、特積み事業者17社の協力を得て共同
配送を実施しました。横浜市道路局中土木事務所と警察では専用の路上荷捌きスペースを整備、地
元商店街で組織する「協同組合元町SS会」
もセンター運営費の一部と借り上げ駐車場を
手当てするなど、関係者全員のタイアップによ
り成功にこぎ着けました。



社団法人 **全日本トラック協会**

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー19階

TEL : 03-5323-7244 (輸送事業部ダイヤルイン)

FAX : 03-5323-7230

ホームページ : <http://www.jta.or.jp>

このパンフレットに関してのご意見等をお寄せください。